

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百二十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十八年十二月十五日

提出者

徳島県議会議長

嘉見博之殿

吉高庄南井杉喜寺岩岡眞来島中岡岩重
川井野 川本多井佐本貝代田山 丸清
広美昌恒龍直宏正義富浩正正俊佑正佳
志穂彦生二樹思邇弘治司文人雄樹史之

長黒臼丸川木西岸元樺山原嘉岡須木
尾崎木若端南沢本木本西井見田見下
哲 春祐正征貴泰章 国 博理一
見章夫二義美朗治生孝朗敬之絵仁功

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に、「七万五千円」を「三万円」に、「五万円」を「二万円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、平成二十九年四月から平成三十年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。